

# 印西地区一般廃棄物最終処分場説明会 議事録

日 時 平成25年3月23日(土) 午前10時

場 所 印西市ふれあいセンター 3階会議室

出席者 管理者 板倉 正直  
副管理者 伊澤 史夫  
副管理者 岡田 正市

関係団体 印西市 環境経済部クリーン推進課長 堀江 秀男  
白井市 環境建設部環境課 平井 努  
栄町 環境課 染谷 国男

説明員 事務局長 岩崎 良信  
次 長 服部 民男  
工場長 中澤 寿司  
主 幹 高橋 康夫  
主 幹 鳥羽 洋志  
主 査 長沼 徳雄

## ○管理者あいさつ

本日は、御多忙に関わらず印西地区一般廃棄物最終処分場の説明会ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。また、日頃より環境行政・処分場埋立業務に御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、印西地区のごみ処理状況等について皆様方に説明いたします前に、組合の近況について話させていただきます。平成23年3月11日の東日本震災によって発生した、東京電力福島第一原子力発電所の事故によって放射能汚染の問題は不安、心配の種でありました。印西地区では飛灰が一時約14,000ベクレルと高い数値が検出されましたが、平成23年8月中旬から国の基準8,000ベクレルを下回りました。平成24年1月1日に施行された特措法によって焼却灰の取り扱い方法等のガイドラインが示され、平成24年5月末から8,000ベクレルを下回る焼却灰を最終処分場で埋め立てているところでございます。

印西地区一般廃棄物最終処分場は、平成11年の供用開始から14年が経過しました。人口・ごみ量の推計を基に作成した中間処理・最終処分場計画と比較して、ごみ量が大幅に抑制されていることから平成40年頃まで埋め立てが可能であると計画を見直し、平成20年度印西地区の一般廃棄物の処理に関するごみ処理基本計画改定の際に、最終処分場の埋立予測期間を延長しております。

したがって、当初の計画より長く最終処分場を利用することとなります。リデュース、リユース、リサイクルの3Rの推進し「全員参加型の資源循環地区」をスローガンとして持続可能な社会の実現を目指す当組合といたしましても、周辺環境への配慮、安全・安定処理を継続してまいりますので、皆様のご理解、ご協力をお願いいたしまして挨拶とさせていただきます。

#### ○印西地区のごみ処理状況について

- ・印西地区環境整備事業組合について概略説明。
- ・印西地区の家庭ごみ量の推移を説明（平成18年まで増加し50,064トンが最大値。その後は年々下がって平成23年度は44,226トン）。
- ・印西地区の人口の推移について、当初の計画と現状に差があることを前置きして説明（平成18年度で163,668人、平成23年度で176,076人と当初の計画ほどではないが年平均2,000人以上の増加）。
- ・企業の進出も増えているが、ごみ量については下がっている。
- ・排出原単位は平成21年度の全国平均が1日994グラム、千葉県平均が999グラム、印西地区が872グラムと少なかった（平成23年度の4人家族から出る家庭ごみは毎日2キログラム）。
- ・ごみの組成分析によると資源ごみが22.1%、燃やさないごみが0.6%含まれている。
- ・ごみ減量・資源化の取り組み例を紹介した（関係市町は、各自でごみの減量目標値の設定、ごみの分別を説明する出張講座の開催。当組合は関係市町のすべての小学4年生に印西クリーンセンター工場見学会の課外授業の実施と家族を対象に啓発活動）。
- ・地域と行政が一体となったごみの分別、減量を一層進めるため協力を依頼。

#### ○埋立実績について

- ・印西地区一般廃棄物最終処分場の概略と経歴説明。
- ・行政区画内人口比較について計画当初と現状の差を伝えた後、人口とごみの相関関係を説明。（現在、36.7%の埋立率で計画値の半分以下）
- ・印西地区一般廃棄物最終処分場は平成26年3月末で満了予定だったが、現在は15年ほど埋立が可能と予測している。施設の延長に伴い、施設管理の徹底と早期対応に努める。

○飛灰の埋立について

- ・焼却灰（飛灰）と放射性物質との関連
- ・印西地区における現状と経緯
- ・印西地区一般廃棄物最終処分場の埋立処理について説明
- ・今後の飛灰の処理方針について

○今後の埋立計画について

- ・平成20年度ごみ処理基本計画とごみの現況について、
- ・ごみ処理基本計画の見直しは平成25年度、最終処分計画の策定は平成40年度を目途としていると説明

○質疑応答

Q 1 施設を延長する計画の方針が決定したのはいつか、地元で説明したのか

A 1 平成20年度に作成したごみ処理基本計画の中で、最終処分場については平成40年ごろまで埋立が可能であるという記載させていただいている。これを踏まえて平成21年7月に開催した最終処分場周辺の自治会の方々との説明会で話をしております。

Q 2 当初の説明どおりに終了できないのか

A 2 人口の伸び率やごみの減量化等によるごみ量の推移が当初計画より埋立率36.7%と進んでいないこと、新規の最終処分場の建設には相当な事業費がかかることから皆様と相談をしたうえで施設の延長について進めたい。

Q 3 当初、埋立て開始から15年後の埋立て完了後の跡地利用として、公園その他になるものと聞いているが、それはどうなるのか。

A 3 現状と今後の予測を踏まえ、当初の計画とは異なりますが、15年経過した後も更に15年以上埋立てが可能であることをご理解いただきたい。埋め立て完了後の跡地利用方法は、住民の皆様との対話を踏まえ実現したいと考えています。

Q 4 放射線量の測定と水質検査について

A 4 飛灰は、特措法の規定により特定一般廃棄物に指定されているので継続して測定します。放流水は、最終処分場は下水道に接続していることから測定の義務はないのですが継続して測定します。  
水質検査は省令に基づいて継続して測定します。これは最終処分場の埋立が完了した後も長期に渡って測定します。